令和７年　№19
○国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由
　貸付けの対価の納付方法の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年２月 13 日

国立大学法人東京学芸大学長
國　分　　充

令和７年規則第 14 号

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成 16 年規則第 38 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：貸付けの対価の納付方法の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （貸付け） 第１７条　資産管理役は，大学の業務運営上支障がないと認められる場合は，不動産を貸し付けることができる。 ２　前項の規定による貸付けは，有償とする。 ３　前項の規定にかかわらず，次の各号の１に該当する場合は，不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。 (1) 本学の土地，建物その他の物件の工事又は製造等のため，必要な不動産を貸し付ける場合 (2) その他学長が特に必要があると認める場合 ４　不動産を有償で貸し付ける場合は，その対価を前納させるものとする。ただし，次の各号の１に貸し付ける場合は，その対価を後納又は分納させることができる。 (1) 国，地方公共団体，特殊法人，公益法人，独立行政法人又は国立大学法人の場合 (2) その他学長が特に必要があると認める場合 ５　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規則は，令和７年２月13日から施行し，令和６年４月１日から適用する。	〔省略〕 （貸付け） 第１７条　資産管理役は，大学の業務運営上支障がないと認められる場合は，不動産を貸し付けることができる。 ２　前項の規定による貸付けは，有償とする。 ３　前項の規定にかかわらず，次の各号の１に該当する場合は，不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。 (1) 本学の土地，建物その他の物件の工事又は製造等のため，必要な不動産を貸し付ける場合 (2) その他学長が特に必要があると認める場合 ４　不動産を有償で貸し付ける場合は，その対価を前納させるものとする。ただし，国，地方公共団体，特殊法人，公益法人，独立行政法人又は国立大学法人に貸し付ける場合は，その対価を後納又は分納させることができる。 ５　〔省略〕 〔省略〕